| | |
|---|---|
| ⑽　［略］ | ⑾　［同左］ |
| ⑾　重要な契約等 | ⑿　［同左］ |
| ［ａ～ｇ　略］ | ［ａ～ｇ　同左］ |
| ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の４又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。 | ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の４又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。 |
| ｉ　［略］ | ｉ　［同左］ |
| ⑿　［略］ | ⒀　［同左］ |
| ⒀　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項<br>前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該差異の状況及び当該差異が生じた理由を記載することができる。<br>なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。 | ［加える。］ |
| ⒁　主要な設備の状況 | ⒁　［同左］ |
| ａ　当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）を、セグメント情報に関連付けて記載すること。<br>中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における主要な設備の異動の状況について、これに準じて記載すること。 | ａ　当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。<br>中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における主要な設備の異動の状況について、これに準じて記載すること。 |
| ｂ　［略］ | ｂ　［同左］ |
| ［⒂～⒇　略］ | ［⒂～⒇　同左］ |
| ㉑　大株主の状況 | ㉑　［同左］ |
| ａ　提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第454条第５項の規定による中間配当に係る同法第124条第１項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。 | ａ　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。 |
| ［ｂ～ｅ　略］ | ［ｂ～ｅ　同左］ |